

開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	米子市八幡 662 番地の 2		地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名	米子市両三柳 2485 番地		
	とっとり五千石ファーム株式会社 代表取締役 内田 隆嗣				株式会社クローバーホールディングス 代表取締役 山城 伸一		
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 29 年 8 月 21 日 建指起第 2745 号-2		承 継 (受 理) 年 月 日	承 継 の 原 因	合 併	平成 29 年 9 月 27 日 建指収第 3677 号-1	
許 可 内 容	米子市 二本木 字七郎兵衛開ノ一 974 番 二本木 字七郎兵衛開ノ一 975 番の一部 二本木 字七郎兵衛開ノ一 975 番 1 の一部 二本木 字七郎兵衛開ノ一 977 番 1 二本木 字古市場 1103 番 1					備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等  2 許 可 条 件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第 36 条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません	
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容					
	平成 29 年 11 月 10 日	給水計画の変更、擁壁の構造及び延長の変更					
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完 了 公 告 の 年 月 日 及 び 番 号			
		平成 29 年 11 月 24 日	平成 29 年 11 月 30 日 建指起第 4814 号-3	平成 29 年 12 月 5 日 第 271 号			